

## フォローアップの実施について（第2WG関係）

○以下の閣議決定事項を対象に、昨年11月末時点での規制・制度改革の実施状況について、規制・制度改革に関する分科会がフォローアップ調査を行い、各府省から回答の提出があったところ。

<フォローアップ対象範囲>

- ① 明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）中の「6（1）①制度・規制改革」
- ② 規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）
- ③ 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）中の「日本を元気にする規制改革100」
- ④ 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）中の「規制・制度改革」
- ⑤ 規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）
- ⑥ 規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）

○上記に係る各府省の回答のうち、第2WG（エネルギー）に関するものは、全78項目（内、実施時期の前倒しによる重複案件は7項目）である。（資料2のとおり）

○加えて、昨年12月21日に開催された第5回エネルギー・環境会議において、「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」の重点事項26項目について、進捗状況が報告されたところ。（参考資料1のとおり）

○規制・制度改革に関する各府省の取組状況等を踏まえ、第2WG関係の項目を選定し、検討内容、進捗状況及びスケジュール等について、各府省に対しフォローアップヒアリングを実施する。なお、実施にあたっては、別紙の分析・検証の着眼点に留意する。

## 分析・検証の着眼点

第2WG関係の規制改革事項に関する各府省の実施状況の分析・検証等にあたっては、以下の着眼点に留意して行うこととする。

(1) 改革事項が実施されている場合

- ・改革の趣旨・方向性を踏まえたものとなっているか。
- ・規制改革事項に関する分科会・WGの基本的考え方において示された背景や課題に留意した上で、検討が進められているか。
- ・周知等が明確になされ、現場でその効果が発揮されているか。
- ・時間の経過に伴う状況変化に照らし、更に行うべき見直しはないか。

(2) 改革事項が実施されていない場合

- ・その原因は何か、検討が開始されているか、改革事項の達成時期が明確になっているか。

(3) 実施期限が未到来もしくは経過中の場合

- ・第2WGにおける関係者ヒアリング等の結果を踏まえ、進捗状況や見直しの方向性について確認を行う必要があるか。
- ・改革事項の達成時期を前倒しできないか。
- ・実施にあたり、現時点で検討・議論している内容は、改革の方向性を踏まえたものになっているか。

(4) その他考慮すべき点

- ・関係府省が複数の府省に跨っている項目については、府省間での情報共有や連携が図られながら、改革が進められているか。
- ・規制改革による効果や影響が大きいと考えられるものであり、優先度が高いか。

以上